



Title	都市社会学 : 昭和28年度特殊講義案 第4巻 第5号
Author(s)	鈴木, 栄太郎
Issue Date	1953
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/77403">http://hdl.handle.net/2115/77403</a>
Type	manuscript
Note	東洋大学社会学部大学院社会学研究科講義案。商店街組合（ツツキ）、都市生活圏文化圏社会現象圏社会接触圏。
File Information	N009_01S28.pdf



[Instructions for use](#)

SUPERIOR NOTEBOOK  
MADE FROM FINEST PAPER

都市生活

二十八年

第五卷 第五号

第五卷 第五号

都市生活社

都市生活社文化圈社生活社  
接洽



公共的施設を街に含めよう

人 都 道 生活 文化園 社会教育園

接触園

明治四十五年の札幌市にないが、映画館  
が支那の支那の札幌市にないが、映画館

明治四十五年の札幌市にないが、映画館  
札幌市にないが、映画館

札幌市にないが、映画館  
札幌市にないが、映画館

札幌市にないが、映画館  
札幌市にないが、映画館

札幌市にないが、映画館  
札幌市にないが、映画館

札幌市にないが、映画館  
札幌市にないが、映画館

札幌市にないが、映画館  
札幌市にないが、映画館

札幌市にないが、映画館  
札幌市にないが、映画館

札幌市にないが、映画館  
札幌市にないが、映画館

人増のし。博覧会と若く重年と通じら。  
其志の重か一七〇人より五〇〇人に増出した。  
狸小路に下日毎の即席が築きし後の市街  
井高石街延命の身井高石街の住  
この際である。

三下日は大正五年から有芝の相澤による

権新御覽を装束し六年三下日余を地

御せんとする。三下日余を本成後附としなむ。た有芝

の余知ニケ年ついでに。三下日余が御覧

すれとのほ大正十一年年余の余。

同日は大正八年重燃を御覧し御覧

の御覧を御覧した。

（下市とたのむ）

四丁目は大正十一年に横道新築とあり

所字を改修し十二年街燈をつけらる。

五丁目は大正十三年道路舗装ついで

電つかげとしい街をなす。

六丁目は六丁目は職分を改修し住居和

にいつておし町由余か書まへ。P.54

七丁目はかきまへて階はまはく特右のり

階おしつてあり。又一般のといふ可き子階つて

あり。何か昔同のゆきな揃方。隅分お

うりまのみの<sup>「達成のあか</sup>階ありはつと強けれまはか固定

して永続的な階記となつてとつての六一階の

好くまへ。今係を二丁目へついでよ。

二丁目等の成立の次第

大正十五年終末の道路をアズメント舗北に改  
造す。是は町内に起り、九月十六日道路  
舗装相違等の都合、同町内、未嘗と  
二千名で道路舗装費を積立を行ひ、他は二丁目  
等に設けず。事としん。法議により、四月十四日  
四月迄の町内、店じの費用を積立とし、事と  
た。又、云ふ二丁目として、団体の行動を標し  
ル玉つん、町内、事。

大正十四年四月二丁目等の成立、水志、相互の  
親睦を旨とする、会所十二條を法議し  
月一回の積立金を、同日一月二十日の町会費

を編集し除雪撤水の苦回を交す行い横  
断街燈六個を添々中央道露布履上陣  
階層を各局に提出し鋪装迄迄落成の際  
は聯合社助へ大費出しを行ふ等の事互決  
議して、従者は遂務鋪管知能存の強美  
加美の優礼して、五月内務省反対の款就  
書を抄案及び市役所に出すこと決議して、  
之月内務省を新潤せよの總式を行つて、  
た乙十五午四月内務省折込集の金を數額を  
尋り、事柄に合はる事案するより決議して、  
聯合社を解散す。決議して、  
點検、整理、を行ふ、十二月除雪諸員



人と契為し路而、金上十條、意金取。除  
香道揚を行はしむる事とした。

昭和六年大々葬につき、松野二仙の祝布  
奉呈した。

十月宗族慰安会祝金を行ふこと。

昭和五年四月、銘蘭物産建設法。十月

三丁目四丁目、聯合の上同一方針をとること  
た。

昭和四年、模範庄島の表彰を行ふ。

昭和五年八月、宗族慰安会。今年費出  
しは各戸別に行ふこととした。

昭和六年三月、宗族慰安会。宗族慰安会

取締の係、三遊支店出陣の供給商物新  
定つて作ると決す。

七年 京後惣官舎

八月 二月 柴竹一取し、某氏の支店工合決す  
決す、支店袖に原稿したる。 (十二月 支店)

八月 空地に浅草の観音を安置す、作法決す  
十一月 竹内オオン惣佛に因す、作法決す。

十二月 支店支店現在支店の作法を實際に  
その設多し、因し、教十回、教多し、因す。

聯合會の御節を考へし、設多し、因す。

三丁目會の成立發展は既同様ならず。こゝ  
には大正五年<sup>町内の</sup>有志<sup>町内の</sup>相圖々横断街燈三飯を  
燈しこの町内の團結的行動をとなし始めたる。  
大正六年は終に市會議長になつた<sup>町内の</sup>某氏<sup>三丁目</sup>の  
演説を提唱して完成せしめたる。依つて志友會なる  
もの立つと雖も、大正十五年は三丁目に三丁目  
會創立に至つた。大正十五年には三三四丁目の道路  
工事に着手し完成せられた。最初の三丁目會は市  
會議事になつた。最初の提唱者である。後者の  
予備は三丁目會の成立と略々同様である。  
他の三丁目會の予備も同様である。

狸ヶ谷聯合會の事

大正十一年<sup>解</sup>札幌は市とな<sup>り</sup>た。其の陳十日

市會は多選等<sup>を</sup>あつた。其の際狸ヶ谷市振

古<sup>は</sup>不<sup>二</sup>丁目會場<sup>の</sup>前<sup>に</sup>某氏<sup>が</sup>當選<sup>した</sup>

然<sup>し</sup>大正十三年<sup>の</sup>某議案<sup>は</sup>世<sup>を</sup>憂<sup>ふ</sup>道<sup>の</sup>

事<sup>を</sup>工<sup>す</sup>不<sup>二</sup>丁目<sup>と</sup>かり<sup>て</sup>全<sup>て</sup>新<sup>す</sup>事<sup>を</sup>行<sup>は</sup>し<sup>、</sup>二<sup>二</sup>丁目<sup>を</sup>

丁目<sup>、</sup>四<sup>二</sup>丁目<sup>、</sup>四<sup>二</sup>丁目<sup>の</sup>有<sup>志</sup>者<sup>と</sup>會<sup>談</sup>し<sup>、</sup>其<sup>の</sup>制<sup>案</sup>を

の<sup>交</sup>往<sup>を</sup>う<sup>け</sup>狸ヶ谷<sup>の</sup>諸<sup>君</sup>の<sup>運</sup>知<sup>を</sup>な<sup>さ</sup>す<sup>事</sup>を

た<sup>り</sup>と<sup>す</sup>

其<sup>の</sup>計<sup>は</sup>二<sup>二</sup>丁目<sup>は</sup>市<sup>上</sup>の<sup>地</sup>段<sup>を</sup>不<sup>二</sup>丁目<sup>と</sup>し<sup>、</sup>

同<sup>年</sup>即<sup>ち</sup>大正十三年<sup>九</sup>月<sup>末</sup>に<sup>、</sup>初<sup>次</sup>會<sup>合</sup>を<sup>行</sup>は<sup>し</sup>

狸ヶ谷<sup>と</sup>市<sup>會</sup>の<sup>町</sup>會<sup>を</sup>形<sup>成</sup>し<sup>、</sup>以<sup>て</sup>三<sup>二</sup>丁目<sup>代</sup>表

合議の結果、道路舗装の事と決定した。これより各町内の舗装道路費積立を始め、水とそしてこの際、九町聯合会、五町聯合会、町内各町聯合会が結成された。この會は、前年の三町聯合会に接合して、市會議の事を某氏が云った。

道路工費は三月で竣工した。その町内に、米室と改称し、活気が増して。

その町聯合会主催の下に、秋野福引大會が、行われ、盛大な祝賀会となった。

又その町聯合会の名をもつて、各町内に道路

取締の事通を付した。これは市書局が聯  
合會に傳達すを依頼してしめ下あつた。頗る  
詳細なる道路の交點交通の取締に因すも  
のであらう。

大正十五年二月十日の第一回連口会には聯  
合會は口強措方を各町別に~~連~~達した。  
~~連~~の此會費の款に因し二丁目令、五丁目令、四  
丁目令の主張が交差して、大正十五年の定  
期結会に於て二丁目令はついに聯合會より  
般令を決議する旨聯合會に傳達した。

この比二丁目と四丁目は経路上の向むに因し是  
の相違を来しその為か聯合會その相違を

五年迄の眠り代に入つて来た。

五丁目は大正十五年 既述の平屋築きの後接工

材と造路鋪装工事に着手し又銘蘭燈の建設

も完成した。この予算に新築工水へ三、三、四、六の

各丁目も昭和三年又五丁ノ燈を没算した。かく

と二丁目より五丁目までの街路は又五丁ノ燈にかたや

いた。その建設の際五丁目令は六丁目鋪道造成に

接収をかけた。隣町の現況も自町内には無き者

す。おらと云ふ即物のな考へから下しあさうと、友

誼的なものゝあつた。一丁年<sup>五丁目</sup>の<sup>の</sup>と云ふ利

を五丁目を支拂つた也との事。

昭和四年三、四、五、六丁目止の撥水強令も去

また。その撤水組合は前記市字を兼下あり。  
昭和五年の撤水組合は従来歸併令は程お路  
聯合令を復活すべしを申し合せり。かくて  
五ヶ年各脱し居る聯合令は復活し  
るに於て従来改正進了なり。聯合令は出前  
記市字聯合令が普通進した。昭和五年六月  
聯合令は撤水組合が合併せられた。  
昭和五年聯合令は市字を兼下し道路整  
理に同様に進了する程の達し受け合わし  
詳細の改良を始を申し所内にて進了した。  
この後三進同業の風況立ちつや聯合令は  
此同じを議した。三進同業は此の風況令



左同方又書為に陳情す。其の運初を以て  
同信もあつた。

解令不質如を計置した不身所の是是一紙  
其不空致したつた。

昭和七年一月一日會が加入した。

形如の如く大受出しは終末出たは五月名堂

若くは緒はつた聯合大受出しを待った。

昭和七年七月<sup>七月</sup>（東道義鏡の月夜）  
昭和七年七月<sup>七月</sup>（東道義鏡の月夜）  
昭和七年七月<sup>七月</sup>（東道義鏡の月夜）

昭和七年七月<sup>七月</sup>（東道義鏡の月夜）  
昭和七年七月<sup>七月</sup>（東道義鏡の月夜）  
昭和七年七月<sup>七月</sup>（東道義鏡の月夜）

昭和七年七月<sup>七月</sup>（東道義鏡の月夜）  
昭和七年七月<sup>七月</sup>（東道義鏡の月夜）  
昭和七年七月<sup>七月</sup>（東道義鏡の月夜）

昭和七年七月<sup>七月</sup>（東道義鏡の月夜）  
昭和七年七月<sup>七月</sup>（東道義鏡の月夜）  
昭和七年七月<sup>七月</sup>（東道義鏡の月夜）

昭和七年七月<sup>七月</sup>（東道義鏡の月夜）  
昭和七年七月<sup>七月</sup>（東道義鏡の月夜）  
昭和七年七月<sup>七月</sup>（東道義鏡の月夜）

十月には高島青い羊舎の清浄なあつた。  
式、大佐の法あつた。

十月には務令を大令あつた。左五の故の  
清浄な項左の如くであつた。

高島郡令の設立を期す

八の日奉任テ、決定を期す

インケキ高島郡の排撃

高島郡令を呼ぶ物とす。高島郡令

を排す

云に、ついで、北海道官代、理の祝辭あ  
つた。

十月、狸ヶ崎店主、店長、総和、員の下に、本一  
八の日奉任、テ、宣付をした。二万余名  
の奉文、本一線に、至り、御託、宣付、御託を

行つたのである。総勢五百余名二百五十  
余の疏が考かした。

才一の奉化平一には所至自奉化才一の  
毒禪をわけて所歎に立す所ある高るは  
奉化をてある。所價高るを疎助して

十一月聯合會幹事會中事王國を師淑  
してこの項のゆに高き地合を設きて中  
所の中の高き事と。高き地合は設きて地合  
された。然し十一月高き地合設きて  
同じ聯合會が用かれたか。その教團の  
途多知した。即ち地合は高き地合設きて  
好低物業父借のいあり責任者たよ  
理子名に就任す。若くはなる。之のいあり。

P.76

是の如く聯合會は競争に勝つた色々の  
不情あり傲然北然に入つて居る。今日  
の龍ヶ崎商店街商業協同組合は  
これらこの聯合會の残骸の姿である。

昭和十二年には官費補助ありた商店  
街商業聯合會が創設され金融組織を  
甲括した。強ち存続聯合會を  
かくし昭和十二年龍ヶ崎聯合會を  
改組して龍ヶ崎商店街商業聯合會  
（組合員一九七名）を設立し全口に跨る  
商店街商業聯合會として遺骸をくすの  
根絶を期すに至つた。

然るに予は世皇大帝に遭遇し

只微甲陳同子鑑てしと総合の二方  
の二以上を減じ強て活動不能の物然ん  
あつたはるその上高き総合の改訂  
より昭和二十年四月遂に一旦総合を  
解散すとの余儀ありしを。然し  
昭和二十二年十二月高き総合銀行  
を復活し同二十四年には現在のと  
ろん然も商建し七八日も形に於て  
これに金融のその大要ありしを(因り  
ありし)活潑な活動を開始せし。  
然るに昭和二十五年二月甲の金融総合  
法の施行により金融の総合を  
すのよりありしこれに代る同銀行  
金融を設きて(昭和二十五年二月

及三。最初は程々隊のみのもよとして死を志  
しなが死は全市的すものとなつて居り  
これ等の業績を特行し形を以て高  
度振振興の爲に昭和二十二年二月  
全組合員三八四名に於て分を設け五し程に  
に到つたのである  
P.46

狸ヶ谷高元御總令の擧げしつゝして

總令の擧げの中には總令を達成しての希望と云ふ  
事ゝか、事實として擧げを擧げし、かば總令が  
達成する事となし、果して達成をせよんはなす。

上野に皇位總令の在る事、其際には是れもよく  
總令の擧げをよきとすべし。

この總令が達成された時の予備を是れと云ふ  
この世にこの高元御令として達成しては、予備が  
のり、達成する事、其の目的とする、有志との關係が  
水、達成しては、予備は道路、舗装、と云ふ事、  
明業である。この一時的の關係が、次第に成長し  
て、有志と云ふ、其の事、其の事、其の事、其の事、

とある中、協力的な要素に及ぶと云ふが、一般に存  
在し、この協力を推進し得る力として成る中  
身に政治的指導力のある者であるべきであ  
る。これは、協力的な力である。は見逃せぬ所である。

現在この睦と云ふ意味で宗教のリンクアップの  
試みは、毎年行つて居る。高等店街組合は其の

質上最も典型的な物蓋に付録して居る。上  
述の如く、天は交つて睦は由るべきである。

共同で大業を成しを行つたり共同で産業を行つ  
たり、これら協力の力による高等店街組合の合理的

打撃的活発である。協力の力を最も発揮

する場合は、雨降店街組合の掛合を行つた  
下に向つては地区内の



命令や上に向つては、新しい敵対をこのテパート  
と戦を強しせんとした場合である。これ等の事  
は、如く仙人の高店丈の力に、如何ともし  
のさるるべき。

命令は外に於いて、強力な力を發揮する事か  
する、又、内に向つて、命令を、制時、も、  
か、下、あ、と、高、高、道、徳、に、違、反、す、者、に、對、す  
制、裁、せ、街、上、に、お、け、し、て、違、道、徳、違、反、す、の、取  
扱、は、非、常、に、強、い、し、よ、う、な、事、と、な、る、各、戸、に  
獲、揚、揚、を、違、違、した、の、れ、口、民、も、この、道、徳  
と、扱、を、銘、右、に、記、した、の、事、と、知、識、強、強、と、な  
扱、と、清、澄、令、を、用、い、の、は、主、と、し、て、高、高、と、活

新  
新  
新  
新

この全体的方針を学ばなくてはならぬ。又一面に  
は高専としての国民としての教育をねんがら  
てみなくてはならぬ。

以上は全体的方針である。高専は高等工業  
学校である。その方針は高等工業学校  
の原則である。

高専は高等工業学校である。その方針は高等工業  
学校の原則である。

高専は高等工業学校である。その方針は高等工業  
学校の原則である。

高専は高等工業学校である。その方針は高等工業  
学校の原則である。

高専は高等工業学校である。その方針は高等工業  
学校の原則である。

高専は高等工業学校である。その方針は高等工業  
学校の原則である。

高専の  
方針

諸君は存ねまよくなかつた様へ

と下を急いで押け。最良なる操り方同作

しし流目さ水く。徹底の掃力をし進

高店街抱合は分て下掃力し打て下あ

か

地方

一丸にねてよ。あま高店街は巨下をアケート

と散れ。各店街の振子。此の市街

しこの美観が。統制されさたか。一大アパ

トの強か。あま。秋回下掃へん。あま。他ん

店舖は全高店街の支助か。勝手存自

行知は中よ。あま。念信。あま。統制。あま。他ん

店舖の活動。あま。統制。あま。あま。あま。

の除。あま。高店街は。あま。統制。あま。あま。あま。

現行の高等銀行組合による信託業務の片断

あるか。一商店の信用不振や損失を

その程度を以て組合は保護するに努むる。

組合内の他店の信用も同様に保護される。

組合の金融的保護は、之を以て組合活動

の第一である。

独立の高等銀行組合の設立は昭和十五年

九月に於て組合は好む金融機関として

向て銀行組合となつた。その時既に

組合を改組して高等銀行と改称した。

之れを以て組合はこれ迄の専断な銀行

の地位を解放し、高等銀行の地位を

修理には不足財源を何卒の担保も同  
せ不、容易に借用出来ぬといふ一大恩恵に  
浴しぬよに思ふ。然し金融緩和の政策も  
是上の如事の回下、亦に及せざるに  
る水を多量に活用するよとなく昭和二十  
四月通に解散するに思ふ。そのれ昭和  
十二年十二月兩の商會協同組合を後法  
し、法に運用し始めたるが、甲乙を  
る組合の進行によつて、商店協同組合に  
なるともなす持つて、不可観るなり  
益なく、解散せしむる好なく、思ふに  
亦目上、税増高を、甲乙の組合に

引く証券の全額業務をこころ付し証券  
の中心を高く新振費に付換るんを  
以て証券の日掛け証券の勵行によつてこの  
証券のみは<sup>私證券の</sup>他の高きとは異なる。特殊の  
立場に<sup>ありては</sup>あるべきであらう。  
証券の實際の擔し手はこの種の高き証券  
の成り立ちによつてなるべきである。従つて  
金の借入に同じくは一大因である。即ち氏  
親令<sup>証券</sup>以外のものは借入にあるのは連帯  
保証人及び担保物件の申渡を不可免として  
片よりに及し、つまり此の証券は、日  
掛証券の一年分の総額をこの証券の裏書

と

に上つて多条件に借り出すこととある。また、このことによつて、  
要するにこの高利貸金に死んで従来行へ  
つたところの金融手続をねらふ高利貸金  
庫に連累した形として考へることである。

次に、この高利貸金に死んで従来行へ  
つたところの金融手続をねらふ高利貸金  
庫に連累した形として考へることである。

この一つは信用評定機能である。これは、  
的には課税に對する評價の発せられ、  
高工化用金庫に對する、控合員の能力の  
評價である。

また、この高利貸金に死んで従来行へ  
つたところの金融手続をねらふ高利貸金  
庫に連累した形として考へることである。

この一つは信用評定機能である。これは、  
的には課税に對する評價の発せられ、  
高工化用金庫に對する、控合員の能力の  
評價である。

また、この高利貸金に死んで従来行へ  
つたところの金融手続をねらふ高利貸金  
庫に連累した形として考へることである。

この一つは信用評定機能である。これは、  
的には課税に對する評價の発せられ、  
高工化用金庫に對する、控合員の能力の  
評價である。

や不慮の災害に遇つた場合は同様に組合  
の名に於て滞り難く減少を申請する。又  
強行勸導中の定額主と組合員に對して  
は代用主と之に別段の取扱いを代納  
す。場合によらず。要するに組合員に對する強  
令の評價は、組合員が之に對しては「ア」の方  
を有利と見るべき保証を得る。評價の意は  
は組合の連帯責任を予知するに在り。これは  
甚だ下劣な取扱いである。然しこれは組合より  
の代用主をわきま強かな構造を感ずるもの  
と見て可なり。

此等同一代用令發布に強令員に特典を以て



このように述べたが、それは組合員に対する

この組合の責任を任用決定を是認す

と片言だけであらう。 加一般組合に

組合は役員等及び任用委員に託せし

し、<sup>組合員</sup>任用委員からなる又組合員から

組合に求めようか、または組合員が組合

員に任用するからである。 改組合の活動が

上を討つておこなうにすれば、右の様な状態である。

わきのほ組合員の任務の行動をなす可<sup>き</sup>か

基礎にある。 改が、である。

都市の役員は一般に即物的打算的な

態度を以つておこなはれ、~~組合員~~組合員としての

打算的取柄の存。その代表は商人である  
 のだけ。その商人が作る打算取柄  
 互目的とする。右の如く純合打算取柄  
 利己的合理主義的存。純合団体は外  
 心久しおんとははしけぬ。その商人の  
 右の団体は相互の代理代議道義の  
 上ん成立して片の事は皆ほあふり定むる  
 管事長氏は純合の代表者として  
 純合の純合の機能として次の十種を挙げ  
 る。

- (一) 戒防的機能
- (二) 高等修練の善趣別進の善趣修練の機能
- (三) 拿取純合としての機能

- (四) 新多岐の情報機関としての機能
- (五) 賣出し及びの宣傳広告機能としての機能
- (六) 信用評定機能としての機能
- (七) 積貯義務の主体としての機能
- (八) 福利厚生を機能としての機能
- (九) 相互扶助的機能
- (十) 娯乐的機能

相互に任(命)されるべき必要として示すは皆  
 命(員)是(等)なる(常)の生活に於てし共(に)諸  
 福(相)足(年)中(時)階(級)の相(互)扶(助)す  
 階(級)の階(級)階(級)の好(悪)を(お)こ(せ)ら(ま)して相(互)に  
 扶(助)し相(慰)め相(戒)め相(と)り(て)の(よ)に(は)皆  
 階(級)の(豊)か(た)に(是)か(た)の(よ)の(よ)み(ま)す(か)ら(ず)  
 の(中)心(街)を(ま)と(り)は(一)定(生)活(の)眼(を)ぬ(け)ず(保)護

我邦我族の元老の集會「上」を以て  
「上」を以て右の如き統率の基礎となる  
我邦の存命は是れに在り  
是れを以て而して其の居るべき所を  
我邦の存命は是れに在り

都市の存命は是れに在り  
には其の由るが故に  
り取れ未知の人の間の合戦的昇降の  
か支那の如き元を形成する  
之を以て其の居るべき所を  
之相互の間には其の居るべき所を  
道義的統率の世界的形成  
居るべき所を以て

都市生活地区 (都市生活の基礎)

青野結原地区 集牛

屏風配布地区 分散

二の圈は近代化と共に消滅し、一の圈

通勤通学区域

市内生活区域 (制限建築法区域)

市内散居区域 (以上は市内と同様)

マツケン41は 大都市地域

余

1. 大都市地域

2. 商業取引地域

3. マスコミニケーション地域

I 1. 都市生活区域

II 2. 通勤区域

III 3. 散居区域

IV 4. 接隣地区

1. 2. 3. は国定

4. 一面

都市生活区域 (都市生活の基礎)

文化地区

一 都市生活地区 漸滅

二 文化地区 分散

三 住宅地区 一面

四 接隣地区 一面

1. 一面 全面

3. 住宅 分散

全面配布区域

都市生活区域 (都市生活の基礎)

1. 法律の因子 - 都市計画区域、市街地建築法

2. 物理的因子 - 地形、地質、交通、交通便

3. 社会的因子 - 住宅、商業、文化、交通

4. 交通因子 - 道路、鉄道、水路、航空

区域

都市の発展の過程

力一生活圏

力一生活圏

都市の地区  
東京の地区

この節のあとに次の三つを列挙する

一生活圏 都市の生活圏

一生活圏 都市の生活圏

一生活圏 都市の生活圏

一生活圏 都市の生活圏

一生活圏 都市の生活圏

一生活圏 都市の生活圏

一生活圏 都市の生活圏

一生活圏 都市の生活圏

一生活圏 都市の生活圏

都市生活圏 都市圏

都市は向うの周囲より集った都市

都市は向うの外部に出る都市

都市は集った都市

都市は出る都市

都市は出る都市

都市は出る都市

都市は出る都市

都市は出る都市

都市は出る都市

都市は出る都市

都市は出る都市

都市は出る都市

都市は出る都市

の外国

形上の甲...と見...  
あま

①は都の外国に因りて新らしき物も、  
都の準市内(日本)の生活は皆都の  
考慮すべし、いは都市部(日本)の生活は皆都の  
考慮すべし、いは都市部(日本)の生活は皆都の

都市部(日本)の生活は皆都の  
考慮すべし、いは都市部(日本)の生活は皆都の

都市部(日本)の生活は皆都の  
考慮すべし、いは都市部(日本)の生活は皆都の

都市部(日本)の生活は皆都の  
考慮すべし、いは都市部(日本)の生活は皆都の

都市部(日本)の生活は皆都の  
考慮すべし、いは都市部(日本)の生活は皆都の

都市部(日本)の生活は皆都の  
考慮すべし、いは都市部(日本)の生活は皆都の

都市部(日本)の生活は皆都の  
考慮すべし、いは都市部(日本)の生活は皆都の

都市部(日本)の生活は皆都の  
考慮すべし、いは都市部(日本)の生活は皆都の

都市部(日本)の生活は皆都の  
考慮すべし、いは都市部(日本)の生活は皆都の

都市部(日本)の生活は皆都の  
考慮すべし、いは都市部(日本)の生活は皆都の

都市部(日本)の生活は皆都の  
考慮すべし、いは都市部(日本)の生活は皆都の

都市部(日本)の生活は皆都の  
考慮すべし、いは都市部(日本)の生活は皆都の

都市部(日本)の生活は皆都の  
考慮すべし、いは都市部(日本)の生活は皆都の

都市部(日本)の生活は皆都の  
考慮すべし、いは都市部(日本)の生活は皆都の

都市部(日本)の生活は皆都の  
考慮すべし、いは都市部(日本)の生活は皆都の

都市部(日本)の生活は皆都の  
考慮すべし、いは都市部(日本)の生活は皆都の

(文化)

人の知事の

⑥又都市生活圏は過去に於ける固定した  
 作られた制約に乏しくもあつた。現在の人の  
 知事には既成のよりよきものがある。然し交通  
 の便利を以てすれば、それは現在の人の知事  
 をそのよりよきものとするより人の知事の中に  
 より一層の発展を求めねばならぬ。  
 故に交通の便は人の知事の一而二を  
 く成すものとして、これを促進せねばならぬ。過去のよりよきに  
 乏しくもなり、現在の人の知事をもそのよりよきに  
 近づけようとするより、都市生活圏を好むべきである。

人の知事の

終り

の全部を而を成すものであつたが、一面の

の既成したく総合的な人の知事を以てする

は人の知事の全部の骨を以てするべきである。

都市生活圏を中心として(3)以内に見ても交通

の便利を以てして(4)の範囲内

を以てして(5)の範囲内

を以てして(6)の範囲内

を以てして(7)の範囲内

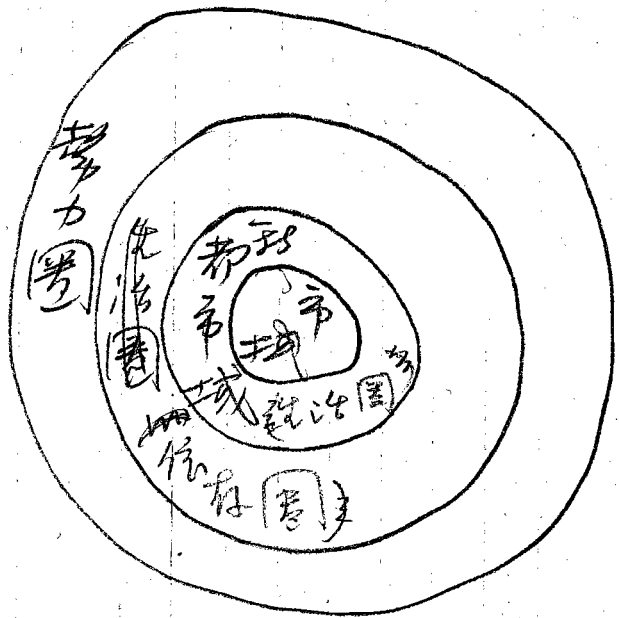
を以てして(8)の範囲内

を以てして(9)の範囲内

を以てして(10)の範囲内

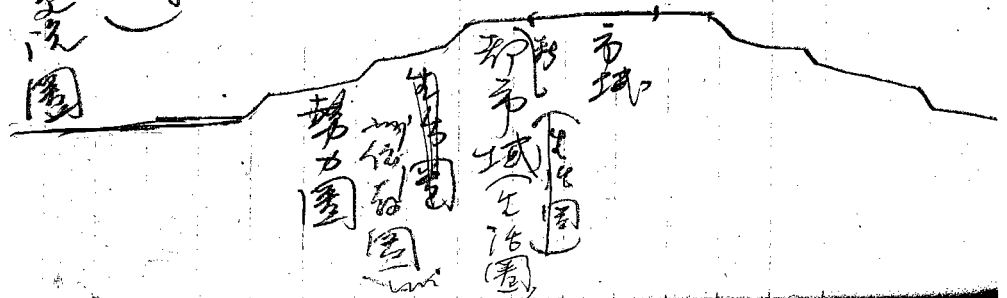
を以てして(11)の範囲内





1 市域  
 2 市治圏 (市域)  
 3 市存圏  
 4 市治圏  
 5 市治圏  
 6 市治圏

- 1 市民
- 2 郊外伝達圏 (市域)
- 3 通勤圏
- 4 都市中心地圏



漸減するものと見られる。そして漸減の  
 ところには二つの段がある。一つは市治圏に  
 至るまで、もう一つは市存圏の  
 外周である。その内周は更に一つの段が  
 ある。それは市域の外周の段である。この  
 段の間の段は(3)の段である。行政的都市  
 と(1)の間に段は2つある。市  
 域は(3)の外周まで拡大したものである。  
 市域の外周は市治圏と市存圏の間である。  
 この段は(3)の外周まで拡大したものである。  
 都市の中身の空想的な存在は、都市の  
 外周が同じであるからである。都市の外

交通は重要である。都市を中心とした交通

圏の多様性の大やの形に生活圏も勢力圏

もあつた、受けつゝ、思ひつゝ。

思ひつゝ、都市生活圏勢力圏設定に

は文化地区と住宅地帯地区を考慮すべ

く、<sup>都市</sup>農村は都市の文化生活圏の法定

化、法律的因子と都市因子と住宅因子と

交通因子を考慮すべし。1, 2, 3 は文化地区

であり、4 は住宅地帯地区である。

マンハッタン等の大都市地帯に住宅地帯

吸引地帯は勢力圏を思ひつゝ、この勢

力は明々わかに住宅地帯地区である。